

令和7年度 国立市立国立第二小学校における体育の特別非常勤講師の主な勤務条件

1 任期

令和7年5月下旬 から 令和7年7月中旬 まで

2 身分等について

- 地方公務員法上の会計年度任用職員です（※地方公務員法が適用されます。）。
- 地方公務員法第16条に定められる欠格事由に該当する場合は、申し込むことができません。
- 任用の都度、原則1月は条件付採用となります。報酬は変わりません。
- 地方公務員法等に定める分限・懲戒処分の対象になります。

3 勤務について

(1) 勤務回数（任期を通じた合計勤務回数）

・授業回数 36回

※ 複数の学級を受け持つ場合、1日の勤務で複数の学級での授業を実施していただく場合があります。

・打合せのための勤務 必要に応じた日数（回数）

出勤日時は土曜・日曜・祝日を除き、勤務シフト表等により原則、前月末までに通知します。

・補助者としての授業参加 必要に応じた日数（回数）

受け持つ学級の児童の実態に関する事前理解を目的として、必要に応じて実施いたします。

(2) 1回の勤務に係る時間

授業のための勤務 60分

打合せのための勤務 60分

※必要に応じて実施

補助者としての授業参加 60分

※必要に応じて実施

4 休暇等について

国立市会計年度任用職員の報酬、勤務条件等に関する条例（以下「条例」という。）第20条及び第21条の規定により、☒ 年次休暇及☒ 特別休暇を付与する。☒

5 報酬について

原則として以下のとおり口座振替により支給します。ただし、実際の勤務実績によって変動する場合があります。

(1) 報酬（時給制）

時給 1,990円

支給日 翌月15日

※ 一括支給ではなく、1か月ごとに勤務実績に対応する報酬を支給します。

(2) 期末手当

原則として支給されません。

ただし、基準日に在籍し、かつ、会計年度内で6月以上の任用期間がある場合は支給対象となります。

6 通勤費について

条例第7条の規定により、通勤費相当分を支給します。

7 公務災害補償について

「労働者災害補償保険法」による補償の対象となります。

8 健康診断について

原則として実施しません。勤務日やその前後の日に発熱等がある場合は、速やかに学校へ連絡してください。

9 社会保険等

社会保険（健康保険、介護保険、厚生年金保険及び雇用保険）は適用対象外です。

健康保険は国民健康保険又はその他兼業で勤務する団体等の定める保険への選択加入となります。

10 その他

○ 任期途中での退職を希望する場合は、所定の期日に申し出て、かつこれを認められる必要があります。

○ 故意であるかを問わず、関係法規に違反した場合、懲戒処分の対象となる場合があります。

○ 学校で備える文房具の利用は可能です。ただし、特段の教材購入・作製費等は支給しません。

また、自ら用意した教材については、管理職や担任教員による使用可否の事前確認を行う場合があります。